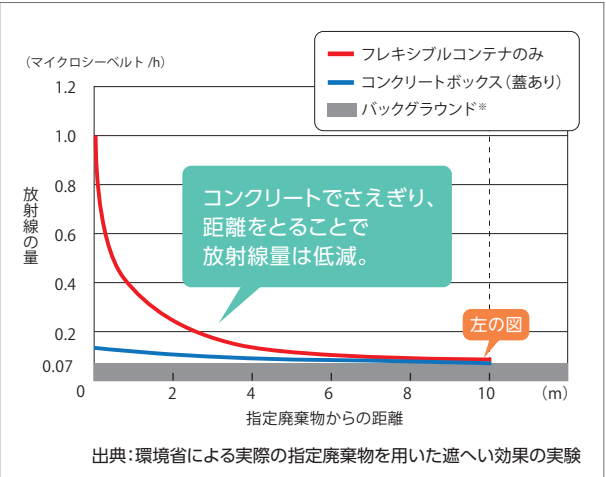
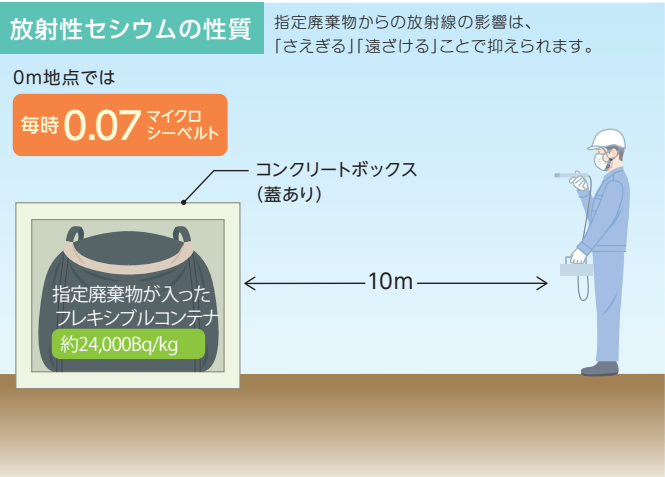
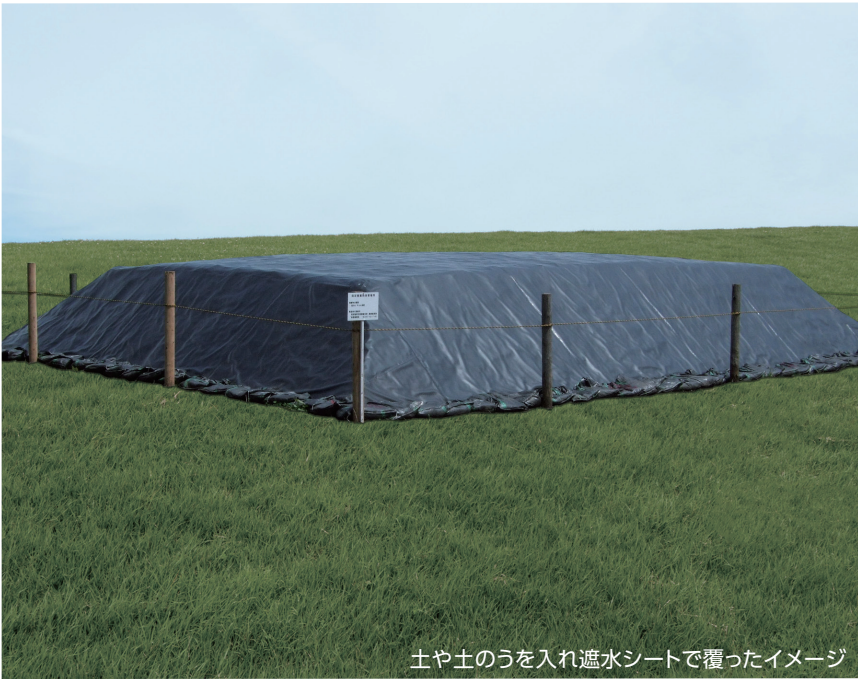


指定廃棄物
集約保管

暫定集約においても「さえぎる」「遠ざける」
ことで指定廃棄物を安全に保管していきます。

栃木の指定廃棄物問題において、平成30年11月に開催された市町長会議で保管農家の
方々の負担軽減を進めるため、市町ごとに暫定的に集約保管する方針となりました。
現在、予想通りに放射能濃度が減っているかを確認するため、農家(123名)が保管する
指定廃棄物の放射能濃度の再測定を行っています。集約保管に当たっては、適切に遮へい
を行うとともに、安全な距離をとることで周辺への放射線の影響を防ぐことができます。

土と遮水シート、建屋、コンクリート設備等に集約保管することで、放射線の遮へい効果が高まります。



※バックグラウンドとは周辺空間の放射線の量です。宇宙から降り注ぐ放射線や土壌等に含まれる自然の放射性物質による影響等があります。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル(9:30～18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

